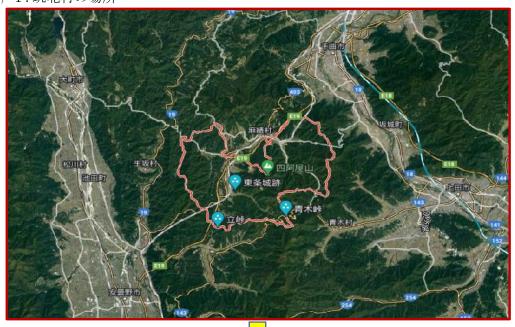
事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

当商工会近郊の災害発生状況及び想定される災害発生状況は、筑北村が策定した筑北村土砂災害ハザードマップ及び J-SHIS (防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1) 災害発生のリスク

(1)-1. 筑北村の場所



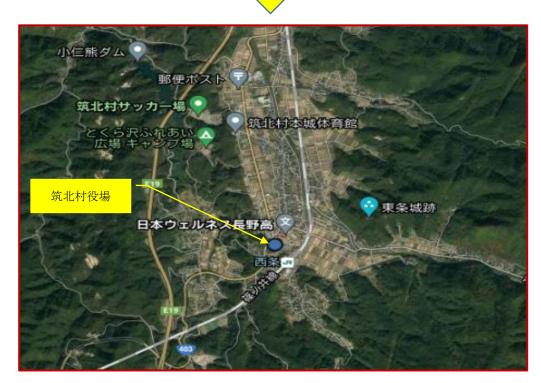


図-1 筑北村の位置と中心地区拡大

筑北村は、長野県のほぼ中央部に位置し、県都・長野市からは電車で約30~50分、松本市からは電車で約20~40分に位置します。

北は千曲市・麻績村・長野市、東は上田市・青木村、南は松本市、西は安曇野市・生坂村に隣接し、北緯36度24分、東経138度00分、標高654mです(筑北村役場)。東西約14.5km、南北約12.0km、周囲約69km、総面積99.47平方キロメートルで、県内の市町村では49番目の規模となります。四阿屋山をはじめ、岩殿山、冠着山など象徴的な山々を背景として、東条川、安坂川、麻績川などが形成した河岸段丘や緩やかな傾斜地に集落が散在しています。

気候は内陸性気候で、気温の日格差が大きいのが特徴です。降水量の年平均は 1,000mm 程度です。近年は、降雪量も減少傾向にあります。また、凍霜害、冷害、干害等にも見舞 われることがあります。

(1) -2. 管轄地域毎の土砂災害ハザードマップ

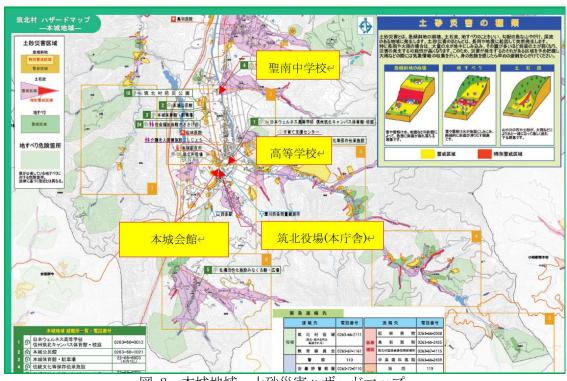


図-2 本城地域 土砂災害ハザードマップ

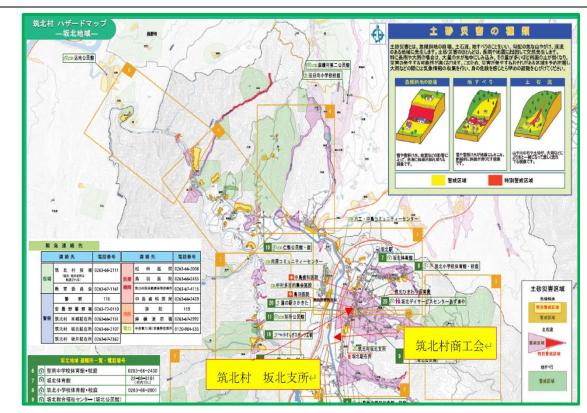


図-3 坂北地域 土砂災害ハザードマップ

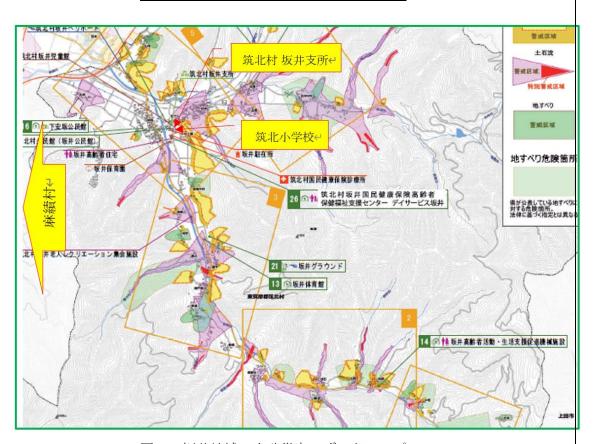


図-4 坂井地域 土砂災害ハザードマップ

上図-2~図-4は、筑北村3区の土砂災害ハザードマップの俯瞰図を示す。

筑北村は、平成 17 年 10 月 11 日に本城村、坂北村及び坂井村が合併し筑北村が誕生した。現在も旧 3 村の機能を残し利便性を維持しながら南部の本城地域、中間部の坂北地域、北部の坂井地域に大きく区分される。

- 図-2 本城地域は、筑北村役場(本庁舎)、高校、中学校があり、村行政の中心を構成している。
- 図-3 坂北地域は、筑北村役場(坂北支所)があり、図書館、商工会館がある。
- 図-4 坂井地域は、筑北村北東部に位置し県道 403 号線沿いの麻績村中心地を経由して 坂北地域につながり本城地域に至る。筑北村役場(坂井支所及び教育委員会)を残 し、村民の利便性を維持している。また令和2年4月より筑北小学校が移転して いる。

当村の土砂災害警戒区域は、令和2年度までに312箇所が指定されており、そのうち231箇所には特別警戒区域も含まれている。過去に災害のない地域でも、豪雨によって土砂災害が発生し被害を受けている事例が多い。土砂災害が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多いため、土砂災害を未然に防止すること、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険個所の把握とパトロールを強化する必要がある。同時に河川についても、重要水防個所を中心に住民への周知や消防団等による警戒を継続して行う必要がある。

(1)-3. 地震(J-SHIS(日本防災研究所)2022 年版データを引用する)

筑北村の位置と活断層分布

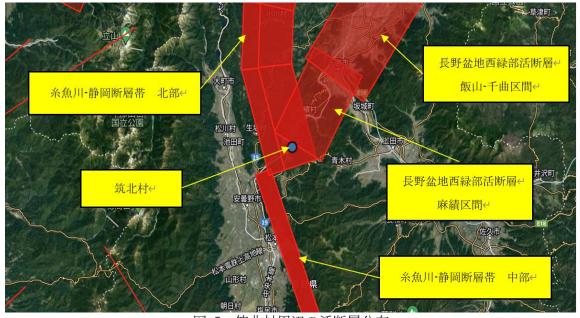


図-5 筑北村周辺の活断層分布

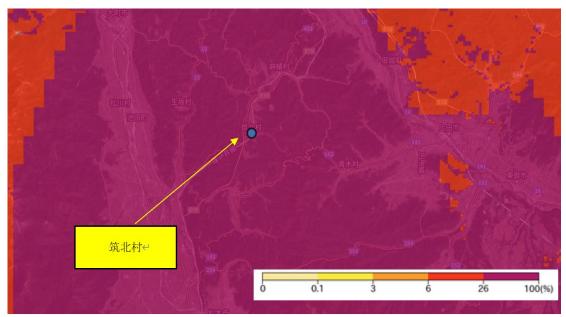


図-6 筑北村及び近郊の震度分布

筑北村地域の震度予想【30年 震度5弱以上の揺れに見舞われる確率80.2%と推定】

長野県では、平成 26 年長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成 23 年の東北地方太平洋地震のようなこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成27年3月「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を公表した。

筑北村は、「糸魚川-静岡断層帯 北部~中部」及び「長野盆地西緑部活断層 麻績区間」が村全域の直下に存在している。

この中で、本村に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「糸魚川-静岡構造線(全体)の地震あり下記表-1の震度が想定されるとともに表-2に示す建物被害が想定されている。

表-1 地震の種類と筑北村における最大震度「第3次長野県地震被害想定調査報告書」抜粋

想定地震	マグニチュード	村における 最大震度(M)	長さ (Km)	位置等
長野盆地西縁断 層帯	7.8	5 強	58	飯山市~長野市
糸魚川-静岡構 造線(全体)	8.5	7	150	小谷村~富士見町
糸魚川-静岡構 造線(北側)	8.0	7	84	小谷村~松本市
糸魚川-静岡構 造線(南側)	7.9	5 弱	66	安曇野市~富士見

表-2 建	表-2 建物の被害 (棟)								
液丬	犬化	揺れ		断層変異	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	消失	全壊消失	半壊
_	20	3,580	760	0	10	130	490	4, 080	910

(1)-4. 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、筑北村においても多くの村民の生命及び健康に重大影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 152 人
- ·小規模事業者 121 人

表-3 商工業者の業種別内訳(出典 長野県下商工会の概要 データ編) 令和4年7月1日現在

St 184 — No. 1 — No								
	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲 食 店宿泊業	サービス 業	その他	合計
管轄內事 業者総数	38	18	6	42	18	14	16	152
内小規模 事業者	33	13	5	32	12	12	14	121
立地状況	立地状況 村内 3地域に広く分布している						-	

(3) これまでの取り組み

ア 筑北村の取り組み

・筑北村地域防災計画(見直し修正 令和2年1月 筑北村防災会議) 筑北村では、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第42条の規定に基づき、筑北 村防災会議が作成。村、県、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的 な関連をもって、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策 を実施することにより、村域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護 することを目的とする。

· 防災啓発活動

災害の際、その被害を最小限にとどめるためには、何より住民の一人一人の日頃の備えと災害時の適切な行動が肝心であり、あらゆる機会を利用して住民に対し、地域ごとに防災訓練を実施しつつ、自主防災会の育成を図ると同時に防災知識の高揚、防災知識の向上を図る。

防災備品の備蓄

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない住民を想定して食料の備蓄を実施する。

大規模災害時は広範囲な市場流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路の復旧とともに流通のインフラがある程度回復し、他地域からの救援物資が届くまでの間、村民の生活を確保するため、食料や生活必需品及び防災用資材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進している。

- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 筑北村新型インフルエンザ等対策行動計画 平成 27 年 3 月策定
- ・業務継続計画地震対策編の策定 筑北村業務継続計画 (BCP) 地震対策編 平成 31 年 4 月策定

イ 当商工会の取り組み

- ・小規模事業者に対する災害リスクや BCP 計画の策定支援及び普及啓発
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・事業継続力強化計画支援策定のための行政担当課との連携
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・筑北村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・感染症発生に対する対策 筑北村商工会危機管理マニュアル(Ver. 2)P22~24に示す

2. 課題

- ・現状では、緊急時の取り組みが漠然としており、発災時に何をすべきかわかりにくい。
- ・ 商工会との協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応について、ノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行うことができる経営指導員等職員が不在である。
- ・感染症対策において、村内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調 不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生用 品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3. 目標

- ・村内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周 知する。
- ・災害発生時の連絡を円滑に行うため、当商工会と筑北村との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、村内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- 4. 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日)
- 5. 事業継続力強化支援事業の内容 当商工会と筑北村の役割分担及び体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和 4 年 6 月に策定した「筑北村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 2)」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(1)-1. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等の リスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償 の損害保険・共済への加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や村広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表する。 その他、国の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要及び事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対して、事業者 BCP(即時に取り組み可能な簡易的なものを含む。)策 定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行 う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー、施策の紹介及び損害保険等の紹介を実施する。
- ・新型コロナウィルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。
- ・新型ウィルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者にマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援政策等を提供する。

(1)-2. 商工会自身の事業継続計画の作成

・筑北村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 2)「令和4年6月総合見直し」別添

(1)-3. 事業者 BCP 策定等に向けた関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、 会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・「長野県 BCP 策定支援プロジェクト」を活用し、BCP の策定を希望する事業者に対して セミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの提示及びセミナーの共済等を行う。

(1)-4. フォローアップ

- ・小規模事業者への事業者 BCP 等取組状況を実施する。
- ・筑北村事業継続力強化支援協議会(構成員:当商工会、筑北村、法定経営指導員)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(1)-5. 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度5強の地震)が発生したと仮定し、筑北村との連絡ルートの確認等を行

い、必要に応じて訓練を実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害による発災時は、人命救助が第一である。そのうえで下記の手順で村内の被害 状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(2)-1. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に予め作成した安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤及び勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は商工会業務継続に係る家屋及び設備等の被害状況を把握する。
- ・感染症流行時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い及 びうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国・県からの要請に基づき当商工会による感染症対策を行う。

(2)-2. 応急対策の方針決定

- ・当商工会及び筑北村において被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する
- ・下記の被害状況を目安として、応急対策の方針を決定する。
- ・職員は、危機管理マニュアル内緊急時の役割分担に応じた業務を担う。

被害規模	被害の状況
大規模な被害	・村内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割
がある	れる」等の被害が発生している。
	・村内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の
	大きな被害が発生している。
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通
	網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・村内1%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割
	れる」等の比較的軽微な被害が発生している。
	・村内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等
	の大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

・本計画により、当商工会及び筑北村は以下の間隔で被害状況等を共有する。

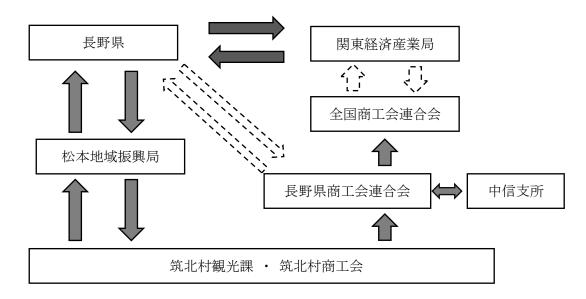
発災後~数日間	1日に最低3回(必要に応じて随時)共有する
数日後~1ヶ月後	1日に最低1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、村内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑行う ことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会及び筑北村は被害状況の確認方法及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算

定方法について、あらかじめ確認をする。

- ・当商工会及び筑北村が共有した情報を、筑北村から長野県松本地域振興局商工観光課へ 報告する。
- ・感染症流行の場合、国及び都道府県等からの情報及び方針に基づき、当商工会及び筑北村が共有した情報を筑北村観光課から長野県松本地域振興局商工観光課へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、筑北村と協議する。 (当商工会は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 村内小規模事業者等の被害状況を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策(国、県及び市町村等の施策)について、村内小規模事業 者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象と した支援策や窓口の開設を行う。

(5) 村内小規模事業者に対する復興支援

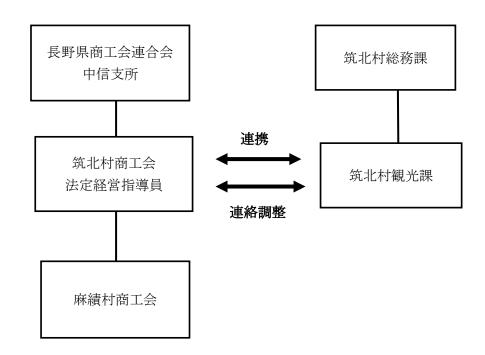
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員のみでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派 遺等を連携する商工会及び長野県商工会連合に依頼する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

1. 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- 2. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

氏 名	所 属	連 絡 先
塚原 亜希子	麻績村商工会	後述3(1)参照

- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う
 - ・本計画の具体的な取り組みの企画及び実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し及びフォローアップ(1年に1回以上)
- 3. 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
 - (1) 商工会

筑北村商工会

〒399-7601 長野県東筑摩郡筑北村坂北 2191-1

TEL 0263-66-2444 / FAX 0263-66-3116

E-mail: chikuhoku-sci@go.tvm.ne.jp

麻績村商工会

〒399-7701 長野県東筑摩郡麻績村 3835-7

TEL 0263-67-2146 / FAX 0263-67-4581

E-mail: info@omisho.jp

朝日村商工会

〒390-1104 長野県東筑摩郡朝日村古見 1300-5

TEL 0263-99-2551 / FAX 0263-99-3573

E-mail :asahisci@beetle.ocn.ne.jp

松本市波田商工会

〒390-1401 長野県松本市波田 10098

TEL 0263-92-2246 / FAX 0263-92-5999

E-mail :info@mhata-sci.jp

山形村商工会

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村 2025-8

TEL 0263-98-2200 / FAX 0263-98-4004

E-mail :shoukou@go.tvm.ne.jp

(2) 関係市町村

筑北村役場 観光課

〒399-7501 長野県東筑摩郡筑北村西条 4195

TEL 0263-66-2111 / FAX 0263-66-3010

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	150	300	300	300	300
専門家派遣費		50	50	50	50
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費		50	50	50	50
パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50
防災•感染症対策費		50	50	50	50
備蓄品等	50	50	50	50	50

2. 調達方法

- 会費収入
- 長野県補助金
- 筑北村補助金
- ・事業収入

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を 連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 長野県長野市中御所岡田 53 番地 7 長野支店 支店長 麻田 明利

長野県火災共済協同組合 長野県松本市中央1丁目23番地1 理事長 柏木 昭憲

連携して実施する事業の内容

連携する2社

- ・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。
- ・自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取り組みや対策を講習会及びパンフレット配布等により連携して周知及び説明を行う。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

- ・小規模事業者に対して BCP 策定による実効性のある取り組み支援等を行う。
- ・セミナー開催支援、巡回同行支援及び個別相談会等をとおして、BCP 策定支援を行う。

連携して事業を実施する者の役割

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

- ・事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査すること により、事業継続のための資金確保等を図ることが期待できる。
- ・セミナー等の開催時に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性のある BCP 策定を図ることができる。

長野県火災共済協同組合

- ・被災時の復旧に必要な費用算定等の支援を受け、迅速な対応が期待できる。
- ・BCP 策定に必要な情報の提供を受け、実効性のある計画の策定及び対応が図れる。

連携体制図等 あいおいニッセイ 長野県火災共済 筑摩野グループ 同和損害保険株式会社 協同組合 連携 連携 担当支社 筑北村商工会 担当組合職員 連絡調整 連絡調整 筑北村小規模事業者 BCP 計画等の策定支援 BCP 計画等の策定支援 共済保険通知 損害保険の加入促進